

告 示

埼玉県選管告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があつた。

令和七年十月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンター	埼玉県熊谷市妻沼東三丁目百四番地	熊谷市長	六十人
熊谷市立別府体育館	埼玉県熊谷市西別府二千二百五十二番地一	熊谷市教育委員会	千人